

最高裁秘書第2128号

令和2年9月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

令和2年8月5日付け（同月7日受付、第020376号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成28年9月28日付け最高裁判所事務総局総務局長、民事局長、刑事局長、行政局長、家庭局長、情報政策課長書簡（片面で9枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろー15-A)

平成28年9月28日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中村 慎

最高裁判所事務総局民事局長 平田 豊

最高裁判所事務総局刑事局長 平木 正洋

最高裁判所事務総局行政局長 平田 豊

最高裁判所事務総局家庭局長 村田 齊志

最高裁判所事務総局情報政策課長 安東 章

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、現在、各庁に整備している職員貸与パソコン及び共用パソコン等（以下「職員貸与パソコン等」という。）の一斉更新を行っているところですが、一斉更新に当たっては、職員貸与パソコン等に搭載されるオペレーティングシステム（OS）が変更され、OS標準フォントも変更されることになります。

今後もパソコンの更新に伴ってOSの変更が行われることが予想されるところ、職員貸与パソコン等に導入されている各種裁判事務処理システムを用いて行う、事件に関する書類の作成に関しては、上記のようなOSの累次の変更に対応できるよう事務の標準化・合理化を図っていく必要があります。そこで、今般のOS標準フォントが変更されることに伴う書類作成事務の運用を検討するための参考として、別紙のとおり運用指針を作成しましたので、関係する職員（裁判官及び執行官を含む。）に周知していただくようお取り計らいください。

なお、管内の簡易裁判所に対しては、地方裁判所長からこの趣旨を周知してください。

敬 具

(別紙)

各種裁判事務処理システムを用いた事件に関する書類の作成 事務の運用指針

1 基本的な考え方

職員貸与パソコン等に搭載されるOS標準フォントがJIS90規格からJIS2004規格に変更され、別添資料に掲げる168文字について字形が変わり、それらの文字の中には、変更前後の字形の差異がデザイン差に過ぎないとまでは言い切れない文字も含まれているが、各種裁判事務処理システム（以下「システム」という。）を用いて事件に関する書類を印字・作成する場合には、JIS漢字コード表（「JIS X0213 7ビット及び8ビットの2バイト情報交換用符号化拡張漢字集合」）における同一符号の文字については、字形の差異の程度にかかわらず、後記4（1）に例示した字形の変更前後の文字を区別して作成することが相当であるときを除き、これを同一の文字として取り扱って差し支えない（平成16年2月20日付け経済産業省「JIS漢字コード表の改正について」参照）。

2 OS変更前に既にシステムに登録されている情報の取扱い

OS変更前の職員貸与パソコン等（以下「旧パソコン」という。）でシステムに登録された情報の中に変更前の字形の文字が含まれている場合、OS変更後の職員貸与パソコン等（以下「新パソコン」という。）を用いて、これを印字して事件に関する書類を作成するときには、書面上変更後の字形の文字が印字されることとなるが、変更前の字形の文字を入力することができるOS上の標準機能（以下「IVS機能」という。）に対応していないシステムはもとより、IVS機能に対応している一部のシステムにおいても、登録されている情報について、変更後の字形の文字を変更前の字形の文字に修正することを要しない。

3 OS変更後に新たにシステムに情報を登録する場合の取扱い

（1）新パソコンでシステムに情報を登録する際、IVS機能に対応していないシステムにおいては、変更後の字形の文字を登録する。

(2) I V S機能に対応している一部のシステムにおいては、I V S機能による環境依存文字として変更前の字形の文字を登録することができるが、そのような登録をした場合、将来のシステム改修によりI V S機能に対応しなくなったときには、I V S機能による環境依存文字として登録された変更前の字形の文字は、改修後のシステムにおいて表示されなくなることに留意する必要がある。

(3) 裁判所外字についても、将来のO S環境の変更に伴い裁判所外字を使用することができなくなる可能性があることや、上記(1)の取扱いがされることに鑑み、システムには裁判所外字を登録せずに、O S標準フォントを登録するよう努める。

4 システムを用いて事件に関する書類を作成する場合の取扱い
システムから印字して作成する事件に関する書類においては、原則として、変更前の字形の文字と変更後の字形の文字を同一の文字として取り扱って差し支えない。

したがって、原則として、システムから事件に関する書類を印字・作成するに当たって、変更後の字形の文字を変更前の字形の文字に修正した上、印字・作成することを要しない。

ただし、(1)に掲げる字形の変更前後の文字を区別して作成することが相当な事件に関する書類については、(2)に掲げる方法により適宜変更前の字形の文字に修正することが考えられる。

(1) 字形の変更前後の文字を区別して作成することが相当と考えられる、事件に関する書類の例

ア 戸籍、登記など関係機関における登録の用に供する書類など、字形が異なることにより対象者の特定が不十分との疑義を生じさせるおそれがある書類
イ 名の変更、戸籍訂正など字形そのものに着目した裁判手続に関する書類

(2) 修正方法

ア I V S機能に対応していないシステム

(ア) 帳票出力機能により、システムのデータをワードやエクセル等の I V S 機能に対応しているデータ形式に出力することができる場合には、この形式に出力し、変更後の字形の文字を、 I V S 機能を利用して変更前の字形の文字に修正した上、書類を印字・作成する。

(イ) システムのデータをワードやエクセル等のデータ形式に出力することができず、システムから直接帳票等の書類を印刷する場合には、変更前の字形の文字を印字・作成することができないので、印刷した書類を手書き等により修正する。

イ I V S 機能に対応している一部のシステム

システムにおいて登録されている変更後の字形の文字を、 I V S 機能による環境依存文字として変更前の字形の文字に修正することにより、書類を印字・作成する。ただし、そのような修正をした場合、 I V S 機能による環境依存文字として変更前の字形の文字がシステムに登録されることになるので、将来のシステム改修により I V S 機能に対応しなくなったときには、 I V S 機能による環境依存文字として登録された変更前の字形の文字は、改修後のシステムにおいて表示されなくなることに留意する必要がある。

逢	芦	飴	溢	茨	鰯	淫
逢	芦	飴	溢	茨	鰯	淫
88A7	88B0	88B9	88EC	88EF	88F1	88FA
迂	既	噂	餌	襖	迦	牙
迂	既	噂	餌	襖	迦	牙
8949	8958	895C	8961	89A6	89DE	89E5
廻	恢	晦	蟹	葛	匏	釜
廻	恢	晦	蟹	葛	匏	釜
89F4	89F8	8A41	8A49	8A8B	8A93	8A98
翰	翫	徽	祇	汲	灸	筭
翰	翫	徽	祇	汲	灸	筭
8ACB	8AE3	8B4A	8B5F	8B82	8B84	8B88
卿	饗	僅	喰	櫛	肩	朶
卿	饗	僅	喰	櫛	肩	朶
8BA8	8BC0	8BCD	8BF2	8BF9	8FBF	8C48
祁	隙	倦	捲	牽	鍵	諺
祁	隙	倦	捲	牽	鍵	諺
8C56	8C84	8C91	8C9E	8CA1	8CAE	8CBF
巷	梗	膏	鵠	甌	叉	榦
巷	梗	膏	鵠	甌	叉	榦
8D4A	8D5B	8D70	8D94	8D99	8DB3	8DE5

薩	鯖	鋗	鮫	餐	杓	灼
薩 薩	鯖 鯖	鋗 鋗	鮫 鮫	餐 餐	杓 杓	灼 灼
8E46	8E49	8E4B	8E4C	8E60	8EDB	8EDC
酉	楯	薯	諸	哨	鞘	杖
酉 酉	楯 檐	薯 薯	諸 諸	哨 哨	鞘 鞘	杖 杖
8F55	8F7C	8F92	8F93	8FA3	8FE2	8FF1
蝕	訊	逗	摺	撰	煎	煽
蝕 蝕	訊 訊	逗 逗	摺 摺	撰 撰	煎 煎	煽 煅
9049	9075	9080	90A0	90EF	90F7	90F8
穿	箭	詮	嚨	遡	揃	遜
穿 穿	箭 箭	詮 詮	嚨 器	遡 遡	揃 揃	遜 遜
90FA	90FB	9146	9158	916B	91B5	91BB
腿	蛸	迺	樽	歎	註	瀦
腿 腿	蛸 蜸	迺 迺	樽 樽	歎 歎	註 註	瀦 濬
91DA	91FB	9248	924D	9256	9290	9295
捗	梶	鎔	辻	挺	鄭	擢
捗 捗	梶 梶	鎔 鎔	辻 辻	挺 挺	鄭 鄭	擢 擢
92BB	92C6	92C8	92D2	92F0	9341	9346
溺	兎	堵	屠	賭	漸	遁
溺 溺	兎 兎	堵 堵	屠 屠	賭 賭	漸 漸	遁 遁
934D	9365	9367	936A	9371	93D2	93D9

謎		灘		檣		禰		牌		這		秤	
謎	謎	灘	灘	檣	檣	禰	禰	牌	牌	這	這	秤	秤
93E4		93E5		93E8		9448		9476		9487		9489	
駁		箸		叛		挽		誹		樞		稗	
駁	駁	箸	箸	叛	叛	挽	挽	誹	誹	樞	樞	稗	稗
949D		94A2		94BE		94D2		94EE		94F3		9542	
逼		謬		豹		廟		瀕		斧		蔽	
逼	逼	謬	謬	豹	豹	廟	廟	瀕	瀕	斧	斧	蔽	蔽
954E		9554		955E		955F		956D		9580		95C1	
讐		蔑		篇		婉		鞭		庖		蓬	
讐	讐	蔑	蔑	篇	篇	婉	婉	鞭	鞭	庖	庖	蓬	蓬
95CB		95CC		95D1		95D8		95DA		95F7		9648	
鱈		迄		諸		餅		糉		爺		鑽	
鱈	鱈	迄	迄	儲	儲	餅	餅	糉	糉	爺	爺	鑽	鑽
9690		9698		96D7		96DD		96E0		96EA		96F8	
愈		猷		漣		煉		簾		榔		屢	
愈	愈	猷	猷	漣	漣	煉	煉	簾	簾	榔	榔	屢	—
96FA		9751		97F8		97F9		97FA		9850		—	
冤		叟		咬		嘲		轉		徘		扁	
冤	冤	叟	叟	咬	咬	嘲	嘲	轉	轉	徘	徘	扁	扁
996C		99D5		99F9		9A7D		9A93		9C70		9D47	

棘	橙	狡	甕	甦	疼	祟
棘 棘	橙 橙	狡 狡	甕 甕	甦 甦	疼 疼	祟 崇
9E99	9EF2	E0C2	E150	E153	E175	E24D
竈	筵	筭	腱	艘	芒	虔
竈 竈	筵 筵	筭 筭	腱 腱	艘 艉	芒 芒	虔 虔
E27D	E2A5	E2BE	E446	E47A	E48A	E569
蜃	蠅	訝	靄	靄	騙	鴉
蜃 蜃	蠅 蠅	訝 訝	靄 靄	靄 靄	騙 騙	鴉 鴉
E587	E5A2	E662	E8C9	E8D5	E978	E9EB